

一、余社は其の監衛に依り採用したる者にして困難なる事情ある者に対し入社後には其の最善の方法に依り救済手段を講ずること。

二、余社は將來従業員の社員を告ぐる場合にて其の監衛に依り解雇者を採用する事。

三、余社は争議の経過に鑑み争議に用ひ訴訟を免れたる者、家族及買傷者等に対し、在りて其の争議を結ぶ事。

以上

横濱工場要求に對する回答

第一條 要求の趣旨を容れ緩急を斟酌の上実行する事。

第二條 承認するに付組織を研究して提出すべし。

第三條 本條中在りて條に人正を明記する事を承認す但し改定は

之を除く

第四條 承認

第五條 決算期未だに於ける棚卸休業日は老日に短縮し日給を支給す但希望に依りては其の前後に於て老日の休日を概

休するも表支を以て尚前日惣業時目前迄は通告せざる臨時休業に對しては日給を支拂ふ。

第六條 承認其組織は是を改善す。

第七條 簡便點呼に依る者に対しは點呼を日に對し日給半額を支給す其の他の場合にては懸房又は鉄別の意見を

考ふるべしとあるべし。

第八條 研究問題として保留

第九條 研究問題として保留